

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次		ページ
告 示		
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正	(行政管理課)	1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課)	2
落札公告		
○落札者等の公告（2件）	(公営企業局 県立病院課)	2

告 示

高知県告示第577号

平成23年8月高知県告示第496号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和8年9月29日から施行する。

令和8年9月29日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)の表を次のように改める。

法人の名称
一般財団法人高知県警察職員互助会 一般財団法人高知県警察義会 一般財団法人高知県交通安全協会

1の(2)ア(オ)を削り、1の(2)ア(カ)を1の(2)ア(オ)とし、同(オ)の次に次のように加える。

(カ) 変更の認定（認定法第11条第4項において準用する認定法第5条）

1の(2)イ(ア)中「第57条第1項第3号」を「第57条第1項第2号」に改め、1の(2)イ(シ)を1の(2)イ(ス)とし、1の(2)イ(サ)を1の(2)イ(シ)とし、1の(2)イ(コ)を1の(2)イ(サ)とし、1の(2)イ(ケ)を1の(2)イ(コ)とし、1の(2)イ(ク)を1の(2)イ(ケ)とし、1の(2)イ(キ)を1の(2)イ(ク)とし、1の(2)イ(カ)を1の(2)イ(キ)とし、1の(2)イ(オ)を1の(2)イ(カ)とし、1の(2)イ(エ)を1の(2)イ(オ)とし、1の(2)イ(ウ)を1の(2)イ(エ)とし、1の(2)イ(イ)を1の(2)イ(ウ)と

し、1の(2)イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 公益法人から提出を受けた財産目録等の公表（認定法第22条第2項）

1の(2)ウ(サ)を1の(2)ウ(ス)とし、1の(2)ウ(コ)中「契約成立」を「契約成立等」に改め、同(コ)を1の(2)ウ(シ)とし、1の(2)ウ(ケ)を1の(2)ウ(サ)とし、1の(2)ウ(ク)を1の(2)ウ(コ)とし、1の(2)ウ(キ)の次に次のように加える。

(ク) 公益目的取得財産残額の見込額及びその算定の根拠を記載した書類に記載された額の増額又は減額（認定府令第67条第3項）

(ケ) 公益認定を取り消した場合における公益目的取得財産残額の見込額の算定及び当該公益認定の取消しを受ける公益法人に対する当該見込額の通知（認定府令第67条第4項）

1の(2)の次に次のように加える。

(3) 国家公安委員会の所管事項に係る事務を主たる目的とする信託に係る公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下この号において「公益信託法」という。）の規定により行政庁（公益信託法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 移行認可（公益信託法附則第4条第1項に規定する移行認可をいう。以下この号において同じ。）に関する事務

(ア) 移行認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（公益信託法附則第6条及び公益信託に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第63号。以下この号において「公益信託府令」という。）第55条第2項第3号）

(イ) 移行認可（公益信託法附則第7条）

(ウ) 移行認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（公益信託法附則第10条第1項において準用する公益信託法第10条及び公益信託府令第10条第1項）

(エ) 移行認可に関する信託行為又は事業計画書の内容に係る法令又は法令に基づく行政機関の処分に対する違反及び旧主務官庁（公益信託法附則第8条第2項に規定する旧主務官庁をいう。以下この号において同じ。）の監督上の命令に対する違反の有無についての旧主務官庁への意見聴取（公益信託法附則第10条第2項）

(オ) 移行認可に係る申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはしない処分をした旨の旧主務官庁への通知（公益信託法附則第11条）

イ 公益信託（公益信託法第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。以下この号において同じ。）の認可に関する事務

(ア) 公益信託認可（公益信託法第6条の認可をいう。以

下この号において同じ。）に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（公益信託法第7条第2項及び公益信託府令第2条第3項第1号及び第9号）

(イ) 2以上の公益信託を引き受ける受託者が提出した公益信託認可に係る書類の他の公益信託の行政庁への共有（公益信託府令第2条第5項）

(ウ) 公益信託認可（公益信託法第8条）

(エ) 公益信託認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（公益信託法第10条及び公益信託府令第10条第1項）

(オ) 公益信託認可をした旨の公示（公益信託法第11条）

(カ) 公益信託の変更等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（公益信託法第12条第4項及び公益信託府令第12条第2項第3号）

(キ) 公益信託の変更等の認可（公益信託法第12条第6項において準用する公益信託法第8条）

(ク) 公益信託の変更等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認可をした旨の公示（公益信託法第12条第6項において準用する公益信託法第10条及び公益信託府令第10条第1項並びに公益信託法第12条第6項において準用する公益信託法第11条）

(ケ) 公益信託の変更等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される変更後の信託行為の内容を証する書面（当該変更の認可に伴い当該書面の記載事項に変更がある場合に限る。）の受理（公益信託府令第12条第3項）

(コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認可申請書の經由及び受理並びに事務の引継ぎ（公益信託法第13条）

(サ) 行政庁の変更を伴う変更の認可申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（公益信託府令第13条第2項）

(シ) 行政庁の変更を伴う変更の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要があると認める事項の決定（公益信託府令第13条第3項）

(ス) 公益信託の変更等及び受託者の辞任等の届出の受理並びに当該届出があった旨の公示（公益信託法第14条及び第15条）

ウ 公益信託事務の処理等及び併合等に関する事務

(ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（公益信託法第21条第1項及び公益信託府令第49条第1項第4号）

(イ) 公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等の公表（公益信託法第21条第2項）

(ウ) 公益信託の併合等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（公益信託法第22条第5項及び

公益信託府令第50条第2項第2号) (エ) 公益信託の併合等の認可（公益信託法第22条第7項において準用する公益信託法第8条） (オ) 併合等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに併合等の認可をした旨の公示（公益信託法第22条第7項において準用する公益信託法第10条及び公益信託府令第10条第1項並びに公益信託法第22条第7項において準用する公益信託法第11条） (カ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をした旨の変更前の行政庁への通知（公益信託府令第13条第2項） (キ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要なと認める事項の決定（公益信託府令第13条第3項） (ク) 併合等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面の受理（公益信託府令第50条第3項） (ケ) 公益信託の終了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（公益信託法第25条） (コ) 公益信託の清算に係る残余財産の給付の見込みの届出及び変更届出の受理（公益信託法第26条第1項） (サ) 公益信託の清算結了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（公益信託法第26条第2項及び第3項） エ 公益信託の監督に関する事務 (ア) 受託者に対する報告の徴収及び立入検査（公益信託法第9条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該受託者から提出を求める報告書の様式等の明示（公益信託法第28条第1項及び第42条並びに公益信託府令第53条第2項） (イ) 受託者に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに受託者に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示（公益信託法第29条第1項から第4項まで） (ウ) 受託者に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取（公益信託法第29条第5項） (エ) 公益信託認可の取消し（公益信託法第30条第1項及び第2項） (オ) 公益信託認可の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取（公益信託法第30条第3項において準用する公益信託法第29条第5項） (カ) 公益信託認可を取り消した旨の公示（公益信託法第30条第4項） (キ) 公益信託認可を取り消したことにより公益信託が終	了した場合における清算のための新受託者選任の裁判所への申立て（公益信託法第31条第1項） (ク) 許認可等行政機関等からの受託者に対する措置が必要である旨の意見の受領（公益信託法第32条） オ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務 (ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（公益信託法第38条において読み替えて準用する公益信託法第34条第1項及び第3項） (イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（公益信託法第38条において読み替えて準用する公益信託法第35条第2項） (ウ) 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（公益信託法第38条において読み替えて準用する公益信託法第36条（第3項第1号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。）） (エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（公益信託法第38条において読み替えて準用する公益信託法第37条第1項及び第3項） カ その他の事務 (ア) 官庁等に対する照会及び協力依頼（公益信託法第40条） (イ) 公益信託に関する情報の提供（公益信託法第41条） 高知県告示第578号 南国市浜改田及びび里改田の各一部地区、香南市香我美町徳王子及び撫川の各一部地区、安芸郡芸西村和食乙の一部地区、吾川郡いの町小野、小川縦ノ木山及び小川西津賀才の各一部地区、高岡郡四万十町金上野及び日野地の各一部地区並びに幡多郡大月町安満地及び才角の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和8年9月29日 高知県知事 濱田 省司 1 調査を行った者の名称 (1) 南国市 (2) 香南市 (3) 芸西村 (4) いの町 (5) 四万十町 (6) 大月町 2 調査を行った地域及び時期 (1) 南国市浜改田及びび里改田の各一部 令和5年度及び令和6年度 (2) 香南市香我美町徳王子及び撫川の各一部	令和4年度から令和6年度まで (3) 安芸郡芸西村和食乙の一部 令和5年度及び令和6年度 (4) 吾川郡いの町小野、小川縦ノ木山及び小川西津賀才の各一部 令和5年度及び令和6年度 (5) 高岡郡四万十町金上野及び日野地の各一部 令和5年度及び令和6年度 (6) 幡多郡大月町安満地及び才角の各一部 令和5年度及び令和6年度 3 成果の名称 (1) 南国市地籍図及び地籍簿 (2) 香南市地籍図及び地籍簿 (3) 芸西村地籍図及び地籍簿 (4) いの町地籍図及び地籍簿 (5) 四万十町地籍図及び地籍簿 (6) 大月町地籍図及び地籍簿 4 認証年月日 令和8年9月29日 ----- 落 札 公 告 ----- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。 令和8年9月29日 高知県公営企業局長 中嶋 真琴 1 落札に係る購入物品の名称及び数量 循環器用血管撮影装置 一式 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 3 落札者を決定した日 令和8年8月20日 4 落札者の氏名及び住所 四国医療器株式会社高知支店 南国市領石281番1 5 落札金額 174,900,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 政令第6条の公告をした日 令和8年7月10日
--	---	---

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年9月29日

高知県公営企業局長 中嶋 真琴

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
脳血管撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
四国医療器株式会社高知支店 南国市領石281番1
- 5 落札金額  
82,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和8年7月10日